

### 【Ⅲ. 航空従事者の業務範囲について】

航空従事者の業務範囲については、航空法第28条に定められ、資格(技能証明)ごとに制限があります。

#### 1 操縦士について

操縦士の資格は、「定期運送用操縦士」、「事業用操縦士」、「自家用操縦士」及び「准定期運送用操縦士」に分類され、航空機の種類(飛行機・回転翼航空機・滑空機・飛行船等)や等級、型式についても限定がなされます。また、その行為についても、それぞれに制限があります。

以下、飛行機を例とし、操縦士の資格と行うことができる行為(業務範囲)について、簡単に説明いたします。

##### ○自家用操縦士

- ・無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと(自家用軽飛行機等の操縦等)

##### ○事業用操縦士

- ・自家用操縦士が行うことができる行為のほか、旅客等運送(航空運送事業)や航空写真撮影など(航空機使用事業)、報酬を受けて航空機の操縦を行うこと等
- ・機長として、旅客等運送(航空運送事業)を行う飛行機であって、構造上、一人の操縦者で操縦することができるものの操縦を行うこと。

##### ○定期運送用操縦士

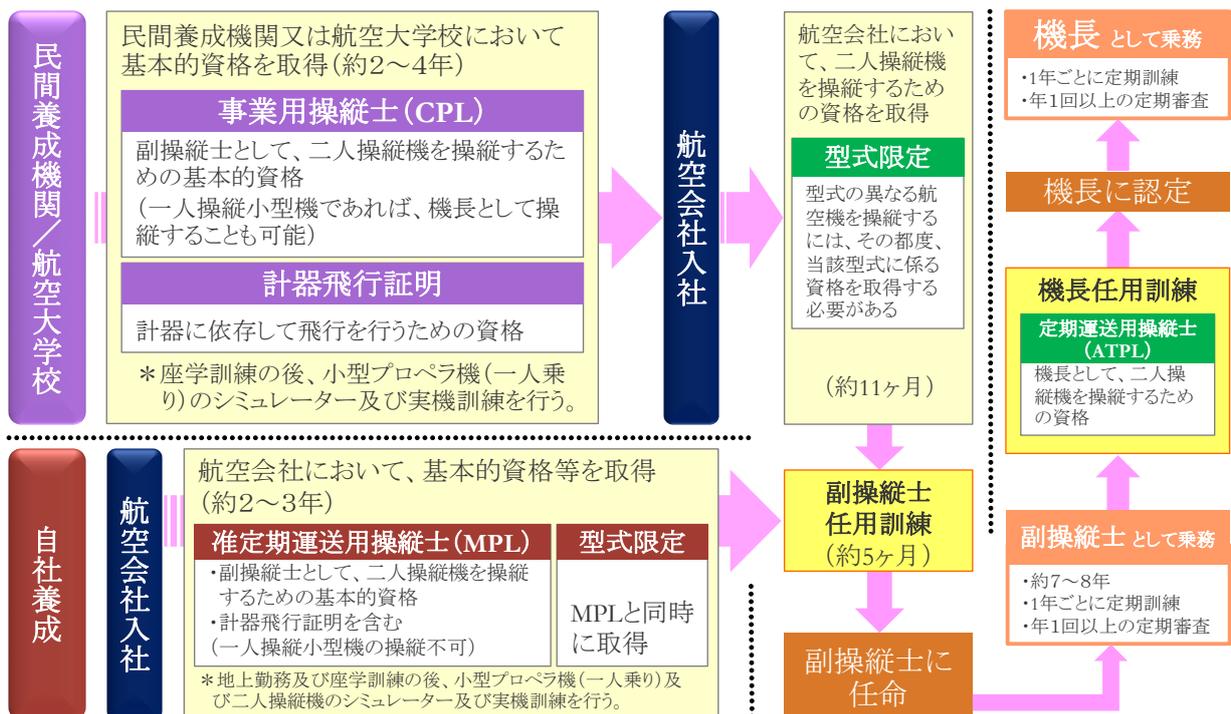
- ・事業用操縦士が行うことができる行為のほか、路線を定めて定期的に旅客等運送(航空運送事業)を行う飛行機(国際線、国内線)を機長として操縦を行うこと。
- ・機長として、旅客等運送(航空運送事業)を行う飛行機であって、構造上、操縦に二人を要するものの操縦を行うこと。

##### ○准定期運送用操縦士

- ・機長以外の操縦者として、旅客等運送(航空運送事業)を行う飛行機であって、構造上、操縦に二人を要するものの操縦を行うこと。

### 【操縦士のキャリアパスイメージ】

※操縦士として勤務するためには、以下に記載されているほか、航空身体検査証明が必要です(航空会社入社後も、定期的に航空身体検査に合格する必要があります)。



## 2 整備士について

整備士では、小型の飛行機・ヘリコプターやグライダーなどの整備後の確認には「二等航空整備士」「二等航空運航整備士」の資格が必要となり、旅客機や大型ヘリコプターの整備後の確認には「一等航空整備士」「一等航空運航整備士」の資格が必要となります。また「航空運航整備士」は、主にスポットやエプロンで行われるホイール、ブレーキ、無線電話などの交換や日常的な点検作業などを実施した後の航空機の安全性の確認ができる資格で、「航空整備士」は、航空運航整備士の業務範囲に加え、エンジン、脚などの交換作業や機体構造の損傷修理など格納庫内で行った作業後の安全性の確認ができる資格です。

次の表は、具体的な業務範囲の一覧です。

資 格	業 務 範 囲
定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。 二 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、構造上、その操縦のために二人を要するものの操縦を行うこと。 三 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの(当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。)の操縦を行うこと。
事業用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為。 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 四 機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 五 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であって、構造上、一人の操縦者で操縦することができるもの(特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機にあつては、当該特定の方法又は方式により飛行する航空機を除く。)の操縦を行うこと。
自家用操縦士	航空機に乗り組んで、報酬を受けずに、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。
准定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行うこと。 一 機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために二人を要する航空機の操縦を行うこと。 二 機長以外の操縦者として、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するものの操縦を行うこと。
一等航空整備士	整備をした航空機について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。
二等航空整備士	整備をした航空機(整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。)について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。
一等航空運航整備士	整備(保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。)をした航空機について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。
二等航空運航整備士	整備(保守及び国土交通省令で定める軽微な修理に限る。)をした航空機(整備に高度の知識及び能力を要する国土交通省令で定める用途のものを除く。)について第十九条第二項に規定する確認の行為を行うこと。